

## 福崎町自動録音電話機等普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電話を用いた特殊詐欺や悪質商法などによる被害を防止するため、自動録音電話機又は外付け録音機の購入に要する経費に対して、福崎町自動録音電話機等普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 面識のない不特定多数の者に電話をかけるなどして、対面することなく指定した預貯金口座への振り込みやその他の方法により、現金等を不正に詐取する行為をいう。
- (2) 着信前自動警告機能 呼出音が鳴る前に、相手に対し通話を録音する等の警告メッセージを流す機能をいう。
- (3) 自動録音機能 電話の通話内容を自動で録音する機能をいう。
- (4) 自動録音電話機 前2号の機能を備える固定電話機をいう。
- (5) 外付け録音機 第2号及び第3号の機能を備え、固定電話機に接続して使用する機器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 交付申請日において、満65歳以上の高齢者が属する世帯
- (3) 補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者に、町税等の滞納がないこと
- (4) 補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者が、福崎町暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと

(補助対象機器)

第4条 補助金の交付対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、令和5年12月13日以後に購入した自動録音電話機又は外付け録音機とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の購入に要する経費とする。ただし、次に掲げる費用は補助対象経費から除く。

- (1) 修理、点検等に係る経費
- (2) 消耗品の交換等に係る経費
- (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費
- (4) 補助対象機器の配送及び設置に係る経費
- (5) 2台目以降の補助対象機器の購入に係る経費
- (6) その他町長が補助対象経費と認めない経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象機器に応じ、当該各号に掲げる額と補助対象経費を比較して、少ない方の額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 自動録音電話機 10,000円

(2) 外付け録音機 5,000円

2 補助金の交付は1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 購入した補助対象機器の領収書の写し(購入者、店舗、金額、購入日、商品名が分かるもの)

(2) 前号の補助対象機器の機能が確認できる書類(カタログ、仕様書等の写し)

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)したときは、補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付が不相当であると決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、申請者が指定する口座に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定後、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき

(3) 第3条第4号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者であることが認められたとき

(4) その他この要綱に違反したとき

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補

助金を交付しているときは、補助金返還命令書（様式第6号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りではない。

（調査への協力）

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金に関して町長が実施する調査について、協力するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行する。